

症例報告に関するプライバシー保護の指針

京都府言語聴覚士会（以下、当会）においても他の医療・介護・福祉関連団体と同様に、学会や研修会等での症例報告について患者や障害者（児）のプライバシー保護の責務を負っている。学会や研修会等での症例報告に関して、「個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」内での明確な規定は無いが、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス <https://www.mhlw.go.jp/content/000681800.pdf>」や、2004年に日本外科学会をはじめとする外科関連学会協議会で採択され、多くの医学関連学会が賛同している患者プライバシー保護の指針である「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針（<https://www.jsoc.or.jp/other/info/privacy.html>）」等も参考にしながら、当会では以下の点についてプライバシー保護に努めることとする。

また、昨今の情勢下（COVID-19の感染流行）におけるWeb上での症例報告についても併せて留意点を記載する。

- ・発表者の所属機関における規定に基づき、対象となる個人の同意（当該個人の同意が得られない場合は遺族・代理人、小児の場合は保護者）を得ておく。
- ・個人の特定可能な氏名（イニシャル含む）、生年月日、住所は記載しない。
- ・評価日等の日付は、年月日（例：令和3年5月など）を明確にしない。
- ・他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。
- ・顔写真を提示する際には目を隠す。
- ・症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
- ・音声提示では、音声内に名前等個人が同定される情報が含まれないようにする。
- ・以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、症例報告は行えないこととする。
- ・発表者は発表終了後、症例の情報が記載されたレジュメや資料を速やかに削除する。

（以下、特にWeb上での注意点）

- ・アクセスが制限された環境内（管理者のアクセス許可やパスワードが必要）で実施すること。
- ・発表者及び参加者が録画及び録音、スクリーンショット等を行うことを禁止する、また可能な範囲で、管理者がそれらを行えないような処置（権限の制限等）を施しておくこと。
- ・症例の情報が記載されたレジュメや資料等を参加者にメールやクラウド上で配布しない。

（その他）

- ・上記指針は症例報告会のみならず、当会主催の講演会、研修会等での症例提示等にも適応される。

令和3年2月1日 一般社団法人 京都府言語聴覚士会